

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一  
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

### 告示(公)

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分についての公開の聴聞……………三

### 公告

○警察署協議会委員の委嘱……………三  
 ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四  
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

### 告示

●東京都告示第千五百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

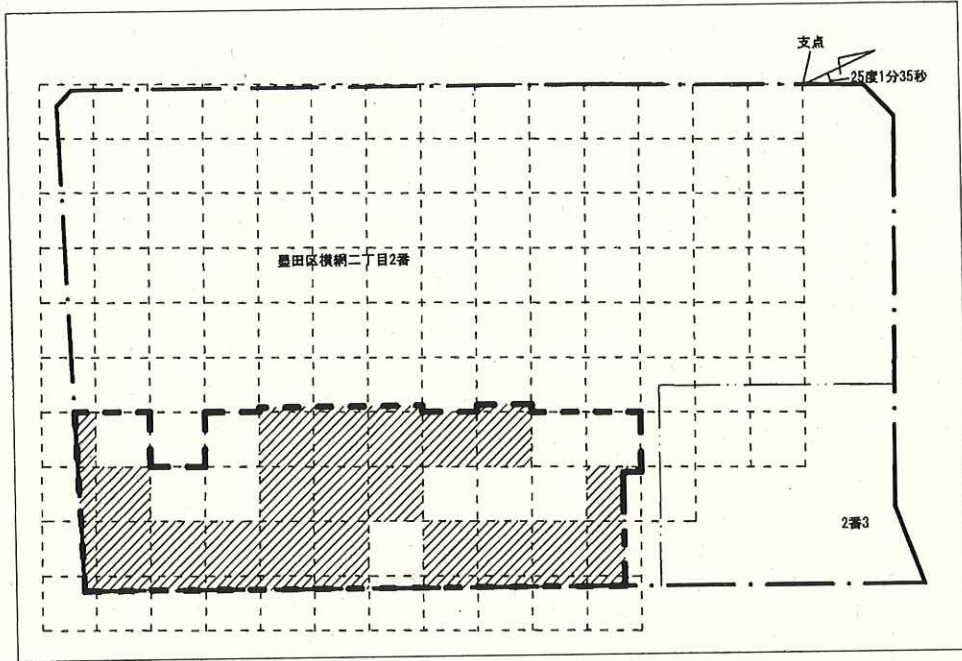
平成三十年十一月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区横網二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

	敷地境界
	筆境界
	今回調査対象範囲
	単位区画
	形質変更時要届出区域

【支點】  
 支點の位置は X=-33240.476, Y=-3539.876 とする。  
 ※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、  
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（25度1分35秒）】  
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び  
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して  
 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、  
 支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課……………)
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同……………)
- 市街地再開発組合の設立認可……………(同……………)
- 建築基準法による意見の聴取……………(都市整備局市街地建築部調整課……………)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課……………)
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課……………)
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………)

告示

- 東京都告示第三百三十八号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき立川駅北口西地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示す

る。

令和元年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第三百三十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき神田練塀町地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称  
神田練塀町地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十七年六月二十三日から令和二年九月三十日まで
- 三 施行地区  
千代田区神田練塀町及び神田松永町各区内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
千代田区神田佐久間町一丁目十四番  
平成二十七年六月二十三日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日  
令和元年八月二十八日

●東京都告示第三百四十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき渋谷二丁目17地区市街地再開発組

合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称  
渋谷二丁目17地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
令和元年八月二十八日から令和七年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
渋谷区渋谷二丁目地内
- 四 事務所の所在地  
渋谷区渋谷二丁目十七番三号
- 五 設立認可の年月日  
令和元年八月二十八日
- 六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和元年九月二十六日

●東京都告示第三百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第三項ただし書及び第十項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行いま

●東京都告示第三百四十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

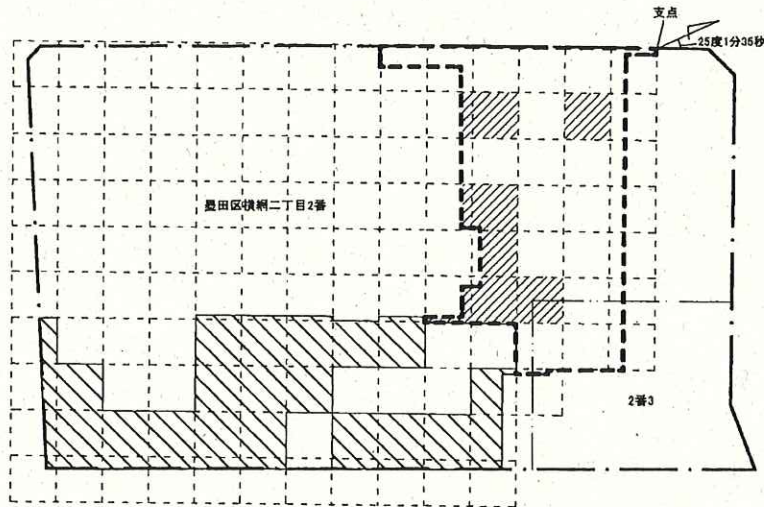
令和元年八月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区横網二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



**【凡例】**

- 敷地境界
- 筆境界
- - - - 今回調査対象範囲
- ..... 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1577号により指定した区域)

**【支点】**  
 支点の位置は X=-33240.476, Y=-3539.876 とする。  
 ※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度(25度1分35秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。